とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱（平成26年３月25日付第20130019294号鳥取県生活環境部長通知）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 第１条・第２条　略 | 第１条・第２条　略 |
| （定義）  第３条　この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 | （定義）  第３条　この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 |
| (１)・（２）　略 | (１)・（２）　略 |
| (３)　 木造住宅　構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第３号の規定による構造耐力上主要な部分をいう。）の過半が木造で、次に掲げる要件を全て満たす住宅（付属する木塀及び門を含む。）をいう。  ア～う　略  エ　補助の対象を同一とする県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。 | (３)　 木造住宅　構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第３号の規定による構造耐力上主要な部分をいう。）の過半が木造で、次に掲げる要件を全て満たす住宅（付属する木塀及び門を含む。）をいう。  ア～ウ　略  エ　補助の対象を同一とする国費又は県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。 |
| (４)～（14）　略 | (４)～（14）　略 |
| (15)　県産材活用改修　次に掲げる要件を全て満たして鳥取県内の既存の住宅の増築、改築、修繕又は模様替を行うことをいう。  ア～エ　略  オ　補助の対象を同一とする県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。 | (15)　県産材活用改修　次に掲げる要件を全て満たして鳥取県内の既存の住宅の増築、改築、修繕又は模様替を行うことをいう。  ア～エ　略  オ　補助の対象を同一とする国費又は県費を財源とする他の補助事業を利用していないこと。 |
| (16)　略 | (16)　略 |
| (17)　こどもみらい住宅補助利用者　とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金交付要綱（令和４年３月３０日付第２０２１００３２００９３号生活環境部長通知。）第３条第10項に規定する者をいう。  （削除） | (17)　とっとり健康省エネ住宅　とっとり健康省エネ住宅認定制度要綱（令和２年５月18日付第202000037945号生活環境部長通知。以下「認定要綱」という。）第10条第１項の規定による認定を受けた住宅をいう。  (18)　性能区分　認定要綱第２条第１項第５号の規定による性能区分のT-G1、T-G2及びT-G3をいう。 |
| （補助金の交付）  第４条　県は、第２条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。  (１)　県産材を10立方メートル以上使用する木造住宅の新築、増築若しくは改築を行う者又は木造住宅で人の居住の用に供されたことのないものを購入する者（増築又は改築を行う場合は、当該部分のみで前条第３号に掲げる要件を満たしているものに限る。）であって当該住宅を設計した建築士からその省エネルギー消費性能についての説明を受けた者    (２)　略  ２　本補助金の額は、１戸につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以下とする。  (１)　前項第１号に掲げる者に交付する補助金  表２の左欄の区分の（１）に対し同表の中欄に定める額とする。ただし、同表の左欄の区分の（２）から（７）までに該当する場合は、該当する区分に応じて同表の中欄に定める額（同表の右欄の額を超える場合は右欄の額）を加えた額（補助金額は100万円を限度とする。）に、同表の左欄の区分の（８）に該当する場合は、性能区分に応じて同表の中欄に定める額を加算した額とする。  表２    （２）　前項第２号に掲げる者に交付する補助金  表３の左欄の区分の（１）に対し同表の中欄に定める額（同表の右欄の額を超える場合は右欄の額。以下同じ。）とする。ただし、同表の左欄の区分の（２）から（４）までに該当する場合は、該当する区分に応じて同表の中欄に定める額を加えた額（補助金額は改修工事費の１／２（千円未満は切り捨てる。）又は50万円のいずれか低い額を限度とする。）とする。  表３ | （補助金の交付）  第４条　県は、第２条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。  (１)　県産材を10立方メートル以上使用する木造住宅の新築、増築若しくは改築を行う者又は木造住宅で人の居住の用に供されたことのないものを購入する者（増築又は改築を行う場合は、当該部分のみで前条第３号に掲げる要件を満たしているものに限る。）  (２)　略  ２　本補助金の額は、１戸につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以下とする。  (１)　前項第１号に掲げる者に交付する補助金  表２の左欄の区分の（１）に対し同表の中欄に定める額とする。ただし、同表の左欄の区分の（２）から（７）までに該当する場合は、該当する区分に応じて同表の中欄に定める額（同表の右欄の額を超える場合は右欄の額）を加えた額（補助金額は100万円を限度とする。）に、同表の左欄の区分の（８）に該当する場合は、性能区分に応じて同表の中欄に定める額を加算した額とする。  表２    （２）　前項第２号に掲げる者に交付する補助金  表３の左欄の区分の（１）に対し同表の中欄に定める額（同表の右欄の額を超える場合は右欄の額。以下同じ。）とする。ただし、同表の左欄の区分の（２）から（４）までに該当する場合は、該当する区分に応じて同表の中欄に定める額を加えた額（補助金額は改修工事費の１／２（千円未満は切り捨てる。）又は50万円のいずれか低い額を限度とする。）とする。  表３ |
| 第５条～第８条　略 | 第５条～第８条　略 |
| （交付申請の時期等）  第９条　略  ２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、第４条第１項第１号に掲げる者の場合にあっては様式第６号、同項第２号に掲げる者の場合にあっては様式第６号の２とし、規則第５条第３号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。  （１）～（４）　略  （５）　新築の場合にあっては、省エネルギー性能説明書（様式第11号）  （６）　その他所管事務所長が必要と認める書類  ３・４　略 | （交付申請の時期等）  第９条　略  ２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、第４条第１項第１号に掲げる者の場合にあっては様式第６号、同項第２号に掲げる者の場合にあっては様式第６号の２とし、規則第５条第３号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。  （１）～（４）　略  （５）　その他所管事務所長が必要と認める書類  ３・４ |
| 第10条～第16条　略 | 第10条～第16条　略 |

　附　則

１　この要綱は、令和４年３月31日に施行し、令和４年４月１日から適用する。

２　この改正前に交付決定又は登録決定を受けた住宅に対する本補助金の額については、なお従前の例による。